

平成28年7月25日

保険薬局 各位

一般社団法人青森県薬剤師会

会長 木村 隆次

健康サポート薬局に係わる研修会のご案内

会員の皆様には、平素より当会の会務に対しご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、「健康サポート薬局」制度が厚生労働省告示第29号により、平成28年4月1日より施行されています。「健康サポート薬局」は、医薬品医療機器等法（薬機法）に位置づけられ薬局の業務体制や設備において一定の基準（厚生労働省告示）に適合している薬局は、平成28年10月1日より保健所設置者に届出ができます。

この基準の一つに「相談対応や関係機関への紹介に関する研修を終了した薬剤師が常駐」とされています。「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について」の通知では、研修概要 e-ラーニングによる知識習得型研修22時間＋技能習得型研修8時間となっています。

この技能習得型研修8時間を平成28年8月28日(日)に下記要項により開催いたします。

この研修は、国が定める研修実施機関（公社）日本薬剤師会の研修協力機関として（一社）青森県薬剤師会が行なうものです。

受講対象者は『すでに「健康サポート薬局」である旨を表示し得る業務体制を有する薬局に従事しており、健康サポート薬局の意義や諸規定を理解し、健康サポート薬局として地域住民の健康の保持増進に貢献する意欲のある薬剤師』となっております。

研修会申込にあたっては当会ホームページより健康サポート薬局に関する通知等をダウンロードしお読みいただいた上で、受講申込書の①から⑥に全て該当する方のみ申し込み下さい。なお、研修準備の関係上受講者は**1薬局2名まで**とさせていただきます。

健康サポート薬局「技能習得型」研修開催要項

日時：平成28年8月28日（日）9：00～18：20（昼食は各自ご用意ください）

会場：青森中央学院大学（青森市横内神田12-1） 講堂

受講料：第1部（研修会A）『健康サポート薬局のための多職種連携研修会』

青森県薬剤師会会員 5千円 非会員 1万円

第2部（研修会B）『健康サポートのための薬剤師の対応研修会』

青森県薬剤師会会員 5千円 非会員 1万円

（第2部に関しては受講免除規定があります。別紙及び県薬HPをご覧ください）

健康サポート薬局に係わる研修会受講申込書

申込日 成 28 年 月 日

(該当欄に○を付してください。)

① かかりつけ薬剤師の東北厚生局への届出をしている。	
② 薬剤師の実務経験 5 年以上である。	
③ 過去 1 年間の在宅の薬理学的管理指導(介護保険含む)の実績がある。	
④ 24 時間対応 (薬剤師の電話相談対応) している。	
⑤ 要指導医薬品等の取扱い(別紙 2 薬効群各 2 品目以上 HP 参照) がある。	
⑥ その他届け出までに基準告示の要件を満たし届出をする予定がある。	

上記の全ての項目に該当するので受講申し込みします。

申し込む研修を○で囲んで下さい。第 2 部(研修会 B)免除の場合は別紙を参照し免除対象研修会の番号を記入して下さい。

(氏名) _____ (1)

第 1 部(研修会 A) 第 2 部(研修会 B) 免除対象研修会番号 番

(氏名) _____ (2)

第 1 部(研修会 A) 第 2 部(研修会 B) 免除対象研修会番号 番

薬局名			
住所			
電話番号		F A X 番号	

締め切り

平成 28 年 8 月 3 日(水) (一社) 青森県薬剤師会 Tel017-742-8821

FAX 017-743-4452

別紙

第2部(研修会 B)の研修受講免除について

健康サポート薬局に係る研修については、厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める実施要綱により「指定確認機関による確認を受ける前の技能習得型研修について、指定確認機関の確認を受けた内容と同等であるものについては、本実施要綱を満たした研修とみなして差し支えない」とされています。

上記を踏まえ、青森県薬剤師会が実施した以下の研修会受講者は、第2部(研修会 B)が免除されます。

1. 2013年5月26日 青森市ワラッセ「一般用医薬品研修会」【頭痛】
2. 2014年1月26日 アピオ青森「薬剤師の臨床判断研修会」【腹痛】
3. 2014年2月2日 八戸パークホテル「薬剤師の臨床判断研修会」【腹痛】

免除受講者には受講証明書を発行いたします。(発行手数料 1,000円)

免除対象となる研修会の受講確認が必要な場合は、事務局にお問い合わせ下さい。